

山梨県公報

号外第二十一号

平成二十二年

三月三十一日

水曜日

目次

山梨県税条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

1 山梨県税条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（税務課）
地方税法の一部改正に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。

（一）不動産取得税

（1）新築住宅を宅建業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）に緩和する特例措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。

（2）新築住宅用土地に係る減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数を三年又は四年（本則二年）に緩和する特例措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。

（二）自動車取得税

（1）現行の十年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現行の税率水準を維持することとした。

（2）低公害車・低燃費車（新車に限る。）に係る自動車取得税の特例措置の適用対象に車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス・トラック等を加えることとした。

（3）低公害車・低燃費車（新車を除く。）に係る自動車取得税の特例措置について、適用期限の延長等を行うこととした。

（三）軽油引取税

（1）免税軽油使用者証の有効期間について、免税軽油使用者証を交付した日から起算して三年を超えない範囲内において免税軽油使用者ことに知事が定める期間を経過する日までとすることとした。

（2）現行の十年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現行の税率水準を維持す

条例

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二十五号

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
第十三条の六第三項中「二年」を「免税軽油使用者証を交付した日から起算して三年を超えない範囲内において免税軽油使用者ことに知事が定める期間を経過する日まで」に改める。

附則第六条第一項第二号口中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同号八中「及び」を「並びに」に、「から」を「及び」第十条の二の二から「に改める。

附則第十条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。
附則第十条の六を削る。

附則第十二条の五の見出しを「（自動車取得税の非課税）」に改め、同条第一項中「第五項」を「次条第四項」に、「第六項各号」を「同条第五項各号」に、「第七項」を「同条第六項」に、「第八項各号」を「同条第七項各号」に、「第九項第三号」を「同条第八項第三号イ」に、「以下この条」を「次条及び附則第十二条の五の四」に改め、同条第二項から第十三項までを削り、同条の次に次の三条を加える。
（自動車取得税の税率の特例）

2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

（五）その他規定の整備を行うこととした。

（3）原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する規定を創設することとした。
（四）自動車税について、環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車については税率を重くする特例措置を、軽減措置の対象にプラグインハイブリッド自動車を加える等の見直しを行った上で、それぞれ二年延長することとした。

第十二条の五の二 家用の自動車（第九十条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十二条の五の四までにおいて同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第九十三条の規定にかかわらず、当分の間、百分の五とする。

2 第八項第一号、第二号若しくは第三号口に掲げる軽油自動車又は附則第十二条の五の四第一項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前条の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十三条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（前条又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が三・五トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第十二条の五の四第一項第一号において「排出ガス保安基準」という。）で府令で定めるもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して府令で定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

二 附則第十二条の五の四第二項に規定する第二種省エネルギー自動車
4 電気自動車（電気を動力源とする自動車）で府令で定めるものをいう。）で初めて新

規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号並びに附則第十二条の六第三項第二号イ及び第四項第二号イにおいて「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので府令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号並びに附則第十二条の六第三項第二号ロ及び第四項第二号ロにおいて「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので府令で定めるもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので府令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の府令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第一条第十四項に

規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六（当該電力併用自動車バス又はトラックである場合にあっては、百分の二・七）を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であつて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項又は附則第十二条の五の四第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年八月三十一日（第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日）までに行われたときに限り、第九十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号又は第三号ロに掲げる軽油自動車にあつては百分の一を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の一）を、第三号

イに掲げる軽油自動車にあつては百分の〇・五をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので府令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので府令で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

イ 乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので府令で定めるもの

（自動車取得税の免税点の特例）

第十二条の五の三 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第九十四条及び第九十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第十二条の五の四 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（附則第十二条の五の二第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第九十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で府令で定めるもの（以下「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので府令で定めるもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネ

ルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので府令で定めるもの

- 2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（附則第十二条の五の第二項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので府令で定めるもの

- 二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので府令で定めるもの

3 前二項の規定は、第九十六条第一項又は第九十七条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の府令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十二条の六第一項中「第四項に」と及び「同項に」とを「第三項及び第四項に」に改め、「（第三項において「電気自動車等」という。）」を削り、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第十六条第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- 一 電気自動車
- 二 次に掲げる天然ガス自動車
- イ 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、平成十七年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので府令で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、平成十七年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので府令で定めるもの

- 三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の府令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので府令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので府令で定めるものをいう。）

四 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので府令で定めるもの

附則第十二条の六第五項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「第三項の」を「前項の規定の」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年年度分」に改め、「、当該自動車」が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十年年度分の自動車税に限り、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第十二条の第十三第一項及び第二項中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改める。

附則第十二条の十四中「平成三十年三月三十一日までに」が第四百四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五百五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四条第六項の規定に該当するに至つた場合における「を削り、」がかわらず」の下に、「、当分の間」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）
第十二条の十四の二 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条

条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四百四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五百五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽

油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四百四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五百五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第六条第一項第二号口の改正規定は、平成二十二年六月一日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例(次条において「新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例附則第十二条の六の規定は、平成二十二年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番